

令和7年度あま市定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)(以下「当初調整給付金」といいます)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に、追加で給付を行います。

【給付対象者】

対象者①：当初調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。

対象者②：本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方。

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りま。

【給付額】

対象者①：当初調整給付金の算定に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じる場合に、不足する額を1万円単位で切り上げて算定した額。

対象者②：原則4万円。ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

【受付期間】8月1日(金)～10月31日(金)

【手続方法】給付対象者の状況により手続き方法が次のとおり異なります。

◆お知らせ対象者④

令和7年1月1日時点であま市に住民登録があつて、市が振込先口座情報(市が当初調整給付金を給付した口座)を把握している対象者①の方。

対象者には「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ」を順次発送します。お知らせに記載の届出期限までに、給付金コールセンターへ振込口座変更のご連絡がなければ、「お知らせ」に記載している口座に給付します。

◆確認書対象者⑤

令和7年1月1日時点であま市に住民登録があつて、本市から当初調整給付金を受給していない対象者①の方。

対象者には「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)給付要件確認書」を送付します。必要書類を添えて**10月31日(金)まで**に返送してください。

◆申請書対象者(転入者)⑥

令和7年1月1日時点であま市に住民登録がある方で、名古屋市からの転入者(令和6年1月1日から令和6年12月31日の期間に名古屋市に住民登録のあった方)であり、本市から当初調整給付金を受給していない対象者①の方。

対象者は、「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書(転入者)」を取得し、下記書類を添えて**10月31日(金)まで**に提出してください。

「申請書(転入者)」はコールセンターへ郵送送付をご依頼いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【添付書類】

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- ・対象者本人の口座番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)
- ・令和6年12月31日以前に国外から転入した方はパスポート全面の写し

◆申請書対象者⑦

令和7年1月1日時点であま市に住民登録がある青色事業専従者・事業専従者(白色)または合計所得金額が48万円を超える対象者②の方。

対象者には「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)給付要件申請書」を送付します。必要書類を添えて**10月31日(金)まで**に返送してください。

【給付時期】

手続方法により次の時期を目安に順次給付する予定です。

- ④お知らせ：振込先の変更等がない場合、送付から3週間程度
- ⑤確認書：市が申請書を受理した日から3～4週間程度
- ⑥申請書(転入者)：市が申請書を受理した日から7～8週間程度
- ⑦申請書：市が申請書を受理した日から3～4週間程度

【備考】提出書類は郵送でご提出いただくか、社会福祉課窓口までお持ちください。

問 給付金コールセンター ☎0120・313・317(受付時間：平日午前9時～午後5時)